

【資料】

1 学校保健安全法等による出席停止の指示

- ・ 校長は感染症にかかっており、かかっておる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(学校保健安全法第 19 条)

- ・ 校長は、法第 19 条 の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

- ・ 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

(学校保健安全法施行令第 6 条)

- ・ 校長は、前条第 1 項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

(学校保健安全法施行令第 7 条)

2 報告の必要な感染症及び停止期間の基準について（学校保健安全法施行規則第 18 条及び 19 条）

分類	内容	学校において予防すべき感染症	出席停止期間の基準
第一種	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類及び二類感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘) 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスに限る) 鳥インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 に限る) <b>新型コロナウイルス感染症</b>	治癒するまで。
第二種	飛沫感染するもので児童生徒などの罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症		次の期間、ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。(結核を除く)
		インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 (幼児にあつては、3 日) を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日経過するまで
		結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

第三種	飛沫感染が主体ではないが、教育活動を通じて流行を広げる可能性がある感染症	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		その他の感染症 (学校で流行が起こった場合に、その流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医と相談し、第三種の感染症としての措置を講じることができる疾患。) (例) コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 【その他の感染症】 溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス・ロタウイルス)、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)等	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで  【その他の感染症】については、条件(地域、学校における発生・流行の態様によっては、出席停止の措置が考えられる。